## V. 特記事項

## 1. 新型コロナウイルス対応:「感染予防と教育研究活動の両立」に向けた取組み

本学では、令和 2 (2020) 年 1 月 30 日、理事長を議長とする「新型コロナウイルス対策会議」を設置し、「感染予防と教育研究活動の両立」という基本方針を定め、同方針の下で、感染状況、緊急事態宣言の発出など情勢に対応した対策を検討実施してきた。令和 2 (2020) 年 2 月~令和 4 (2022) 年 5 月で 5 億円程度を投入し、感染予防対策を徹底し、対面授業と遠隔授業を併用して、以下のとおり、教育活動を維持してきた。

第一に、感染予防対策を徹底するため、①感染予防マニュアルの策定・改訂と周知、感染予防メッセージの発信、②キャンパス内の除菌清掃の徹底、③キャンパス出入口でのサーモカメラの設置、④教室・食堂等でのアルコール消毒液等の設置、⑤教職員へのマスク(サージカルマスク、高機能マスク)、フェイスシールド及び消毒セットの支給、⑥教室・食堂・事務室等への飛沫防止パーティションの設置、⑦全ての教室への全熱交換器の設置による換気の徹底などを行ってきた。新型コロナワクチン職域接種に積極的に取組み、令和3(2021)年6~8月に初回接種、令和4(2022)年2~5月に追加接種を実施した。これまでのところ、学内での集団感染を起こすことなく教育活動を行うことができている。

第二に、政府・自治体からの要請に基づき、キャンパスの全館閉鎖、卒業式・入学式などの中止などを行い、遠隔授業を全学的に実施した。迅速に方針を決定し、サーバー整備、遠隔授業用の機材や教材の購入、学生貸出用ノート PC・モバイルルーターの追加購入など、遠隔授業実施のための環境を整備した。また、遠隔授業の質保証のためにガイドラインを策定し非常勤教員を含め周知した。令和2(2020)年4月からこれまで、拡大と縮小を繰り返す新型コロナウイルスの感染状況や政府・自治体からの要請内容に合わせ、対面授業と遠隔授業の割合を見直し、最善な教育活動を行うことができた。

第三に、厳しい環境に置かれた学生に思いを馳せ、上記の遠隔授業の環境整備のほか、①学業生活特別支援金の2度にわたる給付(令和2年度:全学生1人当たり5万円、令和3年度:同3万円)や学生への昼食無償提供(令和2年度秋学期)、②入国規制により入国できない留学生への教育・学習支援、③入学当初から遠隔教育となった令和2(2020)年度入学生に対する対面での歓迎行事やオンラインでの交流会などを行ってきた。また、遠隔授業がメインの時期にあっても、全人的な教育に必須の「臨場性」を重視する観点から、演習教育、キャリア支援は可能な限り対面により実施してきた。さらに、令和3(2021)年秋から、学生の留学・海外派遣を部分的に再開させた。

これらの結果、コロナ禍による制約を受けながら、法科大学院に進学した卒業生が司法 試験に2年連続複数名合格、公認会計士試験合格、公務員採用試験合格者数の増加、除籍 退学率の低下、4年間卒業率向上、就職進路決定率の向上など、多くの教育成果を生みだ してきた。また、これらの教育実績に対する信頼を土台に、学生募集環境の変化に対応し た入試広報活動によって、減少した志願者数を2万人台へと回復させることができた。

このように、「感染予防と教育研究活動の両立」という基本方針のもと、学生・教職員の命と健康を守るとともに、コロナ禍での教育研究活動の維持に取組み、教育成果も向上してきた。アフターコロナを見据え、課外活動の活性化と学園生活の復興、遠隔授業などオンラインの効果的な活用を含め、大学教育全体をより高度に「取り戻していくこと」を、令和4(2022)年度事業計画の核心的事項に据えて、取組んでいる。